

# 国民健康保険加入者のみなさまへ

## ○国民健康保険被保険者証の更新について

佐渡市国民健康保険の保険証は7月末で有効期限が切れますので、8月1日からは新しい保険証を使用することになります。新しい保険証は7月下旬に郵送しますので内容等の確認をお願いします。(今年から保険証の更新時期が8月1日となりました)

記載事項等の誤りや8月になっても保険証が届かない場合は市役所までご連絡ください。記載事項等の誤りをご自分で訂正したものは使用できません。

なお、新しい保険証の色は「白茶色」となります。

## ○学保険証について

学 保険証は世帯の保険証と一緒に郵送します。まだ手続きをしていない方は早め手続きをしてください。

## ○遠保険証について

遠 保険証が必要な方は申請が必要です。現在(遠)保険証が交付されている方で8月以降も必要な方は早めに申請をしてください。申請した方には世帯の保険証と一緒に郵送します。

## ○高齢受給者証について

70歳以上の方(老人医療受給者は除く)に交付されている高齢受給者証が7月末で有効期限が切れますので、8月以降の負担割合を判定した高齢受給者証を保険証と一緒に郵送します。

※有効期限が経過した保険証および高齢受給者証は市役所またはお近くの支所・出張所に返還くださるようお願いいたします。

## 老人医療受給者のみなさまへ

老人医療受給者には老人保健医療受給者証が交付されていますが、8月以降の負担割合を判定して、その結果、負担割合が変更になる方および2割対象者には7月下旬に新しい負担割合を表記した受給者証を郵送します。受給者証が届きましたら今お持ちの受給者証は佐渡市役所またはお近くの支所・出張所に返還くださるようお願いいたします。

## 減額認定証更新のご案内

国民健康保険および老人保健では住民税非課税世帯の方が入院する時

は「標準負担額減額認定証」が必要となります。現在交付されている認定証は7月末で有効期限が切れますので、8月以降も認定の対象になると思われる方は申請をしてください。

※有効期限が経過した減額認定証は市役所またはお近くの支所・出張所に返還くださるようお願いいたします。

## 老人医療費助成事業(県老)のご案内

市では、県単独事業として65歳から69歳までのひとり暮らし老人、寝たきり老人の方を対象に老人医療費助成事業(県老)を行っています。

助成を受けるには申請が必要です。また、現在助成を受けている方も更新の手続きが必要となりますので、該当すると思われる方は申請をしてください。

### ◇対象者

- ・65歳から69歳までのひとり暮らし(ひとり暮らし老人)または寝たきりの方(寝たきり老人)
- ・老人保健、県障、生活保護の適用を受けていない方
- ・前年の所得金額の合計が125万円以下の方

### ◇助成の範囲

※ただしひとり暮らし老人の場合、社会保険などの被扶養者になっている方、仕送りをもらっている方、佐渡市に実子が居住している方は対象外となります。

医療機関で支払う一部負担金はかかった費用の1割となります。また、入院等で1か月の自己負担金が高額になり一定額を超えた場合は、申請により超えた分が後から支給されます。

### ◇手続きに必要なもの

- ・健康保険証
- ・印鑑
- ・県老受給者証(現在助成を受けている方のみ)
- ・申請書および現況調査票(市役所に用意してあります)

申請手続き・お問い合わせは

市役所 市民課 ☎63-5112

または各支所の各担当係までお願いします。



# 国民年金担当から7月のお知らせ

**〔7月は障害基礎年金受給者の現況届提出月です〕**

現況届は、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するため大切な届です。届出が必要な方は新潟西社会保険事務所から用紙が送付されており、同封の案内を参考に必要事項を記入して、7月31日までに市役所本庁、各支所の市民課国民年金担当へ提出して下さい。

なお提出の際には、年金受給者の印鑑をお持ち下さい。(平成17年中の所得について申告をしていただく場合があります。)

**現況届の提出がなかったり、期限を過ぎて提出された場合は、年金の支払いが一時差し止めとなる場合がありますので、注意下さい。**

**〔保険料免除等を受けるためには、申請が必要です〕**

国民年金の保険料は月額1万3860円(平成18年度)ですが、所得が少ない理由等により保険料の納付が困難な方のために、申請のうえ承認されることにより保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

平成17年度(平成17年7月～平成18年6月)に国民年金保険料の免除等の申請をして承認された方で、引き続き平成18年7月以降も免除等を希望される場合は、改めて手続きが必要となります。(ただし、全額免除・若年者納付猶予を承認されており、継続審査を希望された方は除きます。)

## ◆保険料免除制度の種類

- ①全額免除制度
- ②一部免除制度③／4免除、半額免除、1／4免除
- ③若年者納付猶予制度(30歳未満の方)

## ◆審査の内容

いずれの制度も、原則として前年の所得が基準の範囲内であるかどうかで審査されます。

審査対象者は①、②の制度は申請者、配偶者、世帯主、③については申請者、配偶者となります。

## ◆手続きに必要なもの

- ・年金手帳
- ・印鑑(本人が署名する場合  
は不要)
- ・平成17年の所得のわかるもの(審査対象者の源泉徴収票、確定申告書の写し、所得扶養証明書など)

・退職(失業)を理由とする場合は、そのことがわかるもの(雇用保険被保険者離職票の写し、雇用保険受給資格者証など)  
※留意していただくこと

保険料免除制度及び納付猶予制度の承認期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な資格要件(受給資格期間)には算入されますが、年金額を計算する上で全額免除は通常の「1／3」、3／4免除は「1／2」、半額免除「2／3」、1／4免除「5／6」で計算され、納付猶予は年金額に反映されません。全額免除や納付猶予を承認された期間の国民年金保険料は、10年以内であれば後から納める追納ができますが、3年度目以降に追納する場合は承認を受けた当時の保険料額に加算額が上乘せされます。

なお、追納についてのご相談は、新潟西社会保険事務所へお願いします。



**8月定例社会保険事務相談所(年金相談等)の開設について**

佐和田商工会 ☎ 52-3148

9日(水)

受付 午後1時30分～  
午後3時30分

両津商工会 ☎ 27-5128

10日(木)

受付 午前9時～午前11時

小木町商工会 ☎ 86-2216

10日(木)

受付 午前9時～  
午前10時30分

## ●問い合わせ先●

市役所 市民課戸籍年金係

☎ 63-5112

各支所市民課国民年金担当係  
または

新潟西社会保険事務所

☎ 025-225-3001

ねんきんダイヤル

年金請求などに関する相談

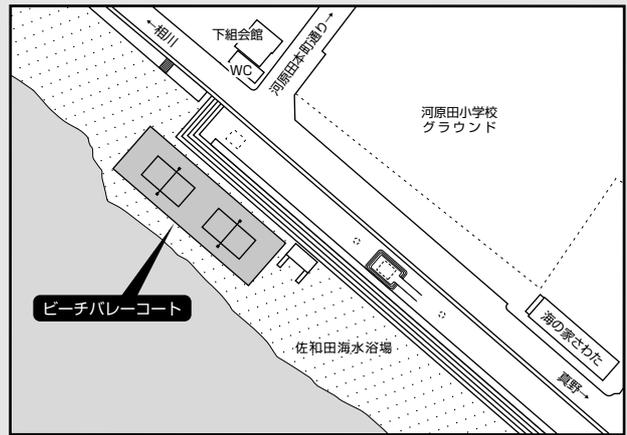
☎ 0570-05-1165

年金を受けている方の相談

☎ 0570-07-1165

# 佐和田海岸ビーチバレー常設コートのご案内

- ◇所在地 佐渡市河原田本町佐和田海水浴場ビーチバレー常設コート(2コート)
- ◇利用期間 平成18年6月下旬～平成18年10月下旬(若干の変更有)
- ◇利用時間 日の出から日没まで(ネットは常時設置済。悪天候等の際はビーチバレー連盟がネットを撤去します)
- ◇駐車場 佐和田海水浴場駐車場
- ◇利用方法 通常、このコートを使用する際は申込み不要です(イベント開催等多人数で使用する際は事前にご連絡下さい)。現地に設置してある看板の「使用上注意」を守りご利用ください。なお、周辺にはボールの流出を防ぐために高さ1m程度の防護ネットを張ります。



※ボールは持参してください。ただし、7/15(予定)以降は佐和田海水浴場海の家が開業いたしますので、それ以後はボールの貸し出しもいたします。また、本常設コートの管理に付きまして新潟県ビーチバレー連盟および佐渡ビーチバレー連盟が全面的に協力しております。あわせて、ビーチバレークリニック等の指導も行いますので、下記連絡先にご連絡下さい。

- ◇お問い合わせ 市役所佐和田支所 産業振興課 ☎57-8123  
佐渡ビーチバレー連盟 sadobv@yahoo.co.jp  
新潟県ビーチバレー連盟オフィシャルサイト <http://www.geocities.jp/nbv2001/>

## 羽茂浄化センター稼働中



▲羽茂浄化センター管理棟

羽茂浄化センターは佐渡市特定環境保全公共下水道事業に基づいて建設された下水道処理施設です。この施設の下水道計画区域は羽茂本郷地区・羽茂大橋地区を中心とした羽茂地区で最も人口が集中している地区です。

特徴として汚水の処理方式に<sup>どじょうひ ふくがたれきかんせつしよくさん かほう</sup>土壌被覆型礫間接触酸化法という処理方式を採用しています。

この方式は微生物により汚水を浄化し、処理層を土壌で覆うことによって悪臭や汚泡の飛散を防ぐため、特殊な機械・設備を必要とせず、維持管理費を抑える事ができます。また環境を配慮した方式のため、住民も安心して暮らせるようになっています。平成17年度末に供用開始されており、現在各家庭や事業所で公共枡と建物内の接続工事が進んでいます。

該当地区の方は、早期に接続をしていただき水質の保全にご協力をお願いします。

## 知ってらっしゃいますか？ 地上デジタル放送

現行の地上アナログテレビ放送は、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、2011年7月24日までに終了いたします。地上デジタルテレビ放送を視聴するには、

- ① 地上デジタル放送対応のテレビに買い換える。
- ② 地上デジタルチューナーを買い足す。
- ③ ケーブルテレビに加入し従来のテレビにセットトップボックスを接続する。

などの方法があります。詳しくはお問い合わせください。

- ◇お問い合わせ
- ・受信相談

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター

☎0570-07-0101

・視聴エリア

(社)地上デジタル放送推進協会  
ホームページ <http://www.d-pa.org>



